

無担保

JAリフォームローン

オリコ保証型

固定金利型 表記金利に保証料を含みます。

年2.5%～年3.5%

下記項目(一部抜粋)に該当する場合は基準金利(1.9%)より0.2%引下げいたします。

▽オール電化工事

▽太陽光発電設置

▽バリアフリー

▽耐震改修工事

(壁の補強)(基礎の補強)

(劣化度の改善)(屋根の軽量化)

チラシ記載の金利は金融情勢等の変化により見直しさせていただく場合があります。

本ローンは固定金利商品です。お借入れ当初の金利が、お借入れ終了まで適用されます。

保証会社(株式会社オリココーポレーション)への保証料(年:0.8%、1.30%、1.60%)が金利に上乘せされています。

本ローンについてご不明点等ございましたら、JAうま本・支店、ローンセンターまでお問い合わせください。

詳しい商品の内容は、裏面をご覧ください。

災害対策の耐震改修工事にも利用可能

借入金額
ローン返済期間

最高2,000万円 最長20年まで利用OK

借入年齢

65歳以上の方もご利用いただけます
※最終償還時年齢81歳未満

ローンセンターのご案内

四国中央市中曾根町1596-2 (JAうま中曾根支店横)

☎ : 0896-24-2327

営業時間 : 月曜日 ~ 金曜日 9:00~18:00
土曜日 9:00~16:00

JAリフォームローン（オリコ保証型）

令和7年4月1日現在

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● JAうま地区内に居住またはお勤めの方で、JAうまの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと組合員とすることができます。 ● お申込時の年齢が満18歳以上であり、最終償還時の年齢が満81歳未満の方。 ● 安定、継続した収入がある方。 ● JAうまが指定する保証機関（㈱オリココーポレーション）の保証が受けられる方。 ● その他JAうまが定める条件を満たしている方。 																				
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ● ご本人または同居家族の所有する住宅のリフォームに関連する費用および諸費用を対象とします。 （住宅関連設備の例） 耐震改修工事、外壁・屋根の塗装、システムキッチン、給排水設備、太陽光発電設備、駐車場等のアスファルト工事 等 ● 他金融機関の住宅ローン、リフォームローンの借換資金（直近3ヶ月以内延滞のないもの） ● 空き家解体費用 																				
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上2,000万円以内（1万円単位） ・ただし、諸費用のみの場合は、1,000万円以下、住宅ローンおよびリフォームローンの借換資金については借換対象ローンの残高以内かつ1,000万円以下、空き家解体費用については300万円以下。 																				
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム資金：1年以上20年以内 ・リフォーム資金および諸費用の合算の場合は、リフォーム資金が申込金額の30%以上あることが条件となります。 ● 諸費用および借換資金：1年以上15年以内 ・ただし、借換対象ローンの残存期間+3年を上限（最長15年）とします。 ● 空き家解体資金：1年以上10年以内 																				
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利型／当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。 																				
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法） ※毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。 																				
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 																				
保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 当JAが指定する保証機関（㈱オリココーポレーション）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、当JAまたは㈱オリココーポレーションが必要と認めた場合は連帯保証人を徴する場合があります。 ● リフォーム物件の所有者・共有者の方は原則として連帯保証人になっていただきます。 ● 収入合算される場合、合算者の方は連帯保証人になっていただきます。 																				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 金利に上乗せしてお支払いいただきます。 保証料は保証機関の審査によって年0.80%、年1.30%、年1.60%のいずれかに決定します。 																				
団体信用生命共済（保険）	<ul style="list-style-type: none"> ● 完済時年齢が70歳以上となる場合は、原則として当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。（完済時年齢が70歳未満の方についても、ご希望によりご加入いただけます。）なお、共済（保険）掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下記記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">団体信用生命共済（保険）名</th> <th style="width: 10%;">加算利率</th> <th style="width: 40%;">団体信用生命共済（保険）名</th> <th style="width: 10%;">加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.25%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.25%</td> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.05%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.10%</td> <td>がん保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.20%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年0.15%</td> <td>団体信用生命共済（ワイド）</td> <td>年0.25%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.25%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%	団体信用生命共済（連生）	年0.15%	団体信用生命共済（ワイド）	年0.25%
団体信用生命共済（保険）名	加算利率	団体信用生命共済（保険）名	加算利率																		
団体信用生命共済（特約なし）	なし	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.25%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.25%	がん保障特約付団体信用生命共済	年0.05%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.10%	がん保障特約付団体信用生命共済（連生）	年0.20%																		
団体信用生命共済（連生）	年0.15%	団体信用生命共済（ワイド）	年0.25%																		
9大疾病補償保険	<ul style="list-style-type: none"> ● ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済と合わせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては、お借入利率に以下の利率が加算されます。 加算利率：年0.30% 																				
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 																				
苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、JAうま本支店または金融部（電話：0896-24-3737）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JAうま金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 																				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 																				